

新宮市過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

(令和 7年 1月一部変更)

(令和 6年 6月一部変更)

(令和 6年 1月一部変更)

(令和 5年 5月一部変更)

(令和 4年 5月一部変更)

令和3年9月

和歌山県新宮市

目 次

I. 基本的な事項

(1) 市町村の概況	1
ア. 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
（ア）位置	1
（イ）沿革	1
（ウ）地勢	1
（エ）気象	1
（オ）交通	2
（カ）地域経済	2
イ. 過疎の状況	2
ウ. 社会的経済的発展の方向	2
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
ア. 人口の推移と動向	3
イ. 産業の推移と動向	3
(3) 市町村行財政の状況	7
ア. 行財政の現状と動向	7
（ア）行 政	7
（イ）財 政	7
イ. 主要公共施設などの整備水準	8
(4) 地域の持続的発展の基本方針	10
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	10
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	10
(7) 計画期間	11
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	11

II. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	12
(2) その対策	12
(3) 公共施設等総合管理計画との整合	12

III. 産業の振興

(1) 現況と問題点	13
(2) その対策	14
(3) 事業計画	15
(4) 産業振興促進事項	16
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	16

IV. 地域における情報化

(1) 現況と問題点	17
(2) その対策	17
(3) 公共施設等総合管理計画との整合	17

V. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	1 8
(2) その対策	1 8
(3) 事業計画	1 9
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	2 3

VI. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	2 4
(2) その対策	2 5
(3) 事業計画	2 7
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	2 7

VII. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点	2 8
(2) その対策	2 8
(3) 事業計画	2 9
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	3 0

VIII. 医療の確保

(1) 現況と問題点	3 1
(2) その対策	3 1
(3) 事業計画	3 1
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	3 1

IX. 教育の振興

(1) 現況と問題点	3 2
(2) その対策	3 2
(3) 事業計画	3 3
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	3 4

X. 集落の整備

(1) 現況と問題点	3 5
(2) その対策	3 5
(3) 公共施設等総合管理計画との整合	3 5

XI. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点	3 6
(2) その対策	3 6
(3) 事業計画	3 6
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	3 7

XII. 再生可能エネルギーの利用の促進

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 現況と問題点 | 3 8 |
| (2) その対策 | 3 8 |
| (3) 公共施設等総合管理計画との整合 | 3 8 |

XIII. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 現況と問題点 | 3 9 |
| (2) その対策 | 4 0 |
| (3) 公共施設等総合管理計画との整合 | 4 0 |

事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分 4 1

I. 基本的な事項

(1) 市町村の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(ア) 位置

本市は、和歌山県、三重県及び奈良県の県境が接する紀伊半島の南部地域に位置し、熊野川の下・中流域に立地している。

本市の東側は、三重県熊野市、紀宝町と、北側は、奈良県十津川村と、西側は和歌山県田辺市、那智勝浦町、古座川町とそれぞれ接しており、南側には雄大な太平洋が広がり、熊野灘を臨んでいる。

面積は、255.23 km²であり、和歌山県全体の 5.4%を占める広さである。

(イ) 沿革

本市は、平成 17 年 10 月 1 日に、旧新宮市及び旧熊野川町が合併して誕生した市である。

両市町は、これまでも、熊野川を利用した木材流通によって、密接な産業構造の中、人・モノ・情報の強い繋がりがあり、社会文化面においても深く影響し合い、同じ生活圏域を育んできた。

また、地方分権の推進により、地方の自立が求められる中、行政運営の一層の効率化と行政基盤の強化により、自立した地域社会の創造と住民福祉の向上を図る必要が生じたため、合併に至ったものである。

一方、本地域は、中世においては、全国各地からの熊野三山詣で賑わい、以降は、本地域の基幹産業である木材産業を中心に発展してきたが、外国産木材の輸入自由化など経済の国際化に伴って、次第に衰退している。

(ウ) 地勢

本市は、熊野川河口部及び海岸部に平地が部分的にあり、市街地が帯状に展開しているものの、大部分が山地で構成されている。

本地域を流れる一級河川・熊野川は、北山川を支流とし、曲流しながら、瀬峡溪谷など深い谷を刻み、そのまま熊野灘に注いでいる。

内陸山間部には、高山ではないものの、標高 1,000m程度の山々が連なり、深い樹林が繁茂している。

(エ) 気象

本市は、太平洋を流れる黒潮の影響を受ける南海気候区に属し、これに接続する東海気候区の影響も受けており、年間を通じて温暖で、全国有数の多雨地帯である。

令和 2 年の気象観測では、年平均気温 18.3℃、年間降水量 3,633mm となっている。

このような高温多雨の条件から、本地域は、樹木生育に恵まれており、古くから熊野材の生産地となっている。

また、台風の常襲地域でもあり、地形的にも急傾斜地が多いため、自然災害を受けやすい地域でもある。

(オ) 交通

本市の広域幹線道路網は、東西交通軸として、海岸線に沿って紀伊半島を半周し、大阪都市圏、名古屋都市圏と結ぶ国道42号、田辺市本宮町から内陸部を東西に横切る国道311号の2路線、南北交通軸として、熊野川、北山川に沿って紀伊半島を南北に縦断し、京阪神都市圏と結ぶ国道168号、169号の2路線があり、合計4路線である。

その他の広域交通網としては、道路とともに陸上交通の核となるJR紀勢本線、海上輸送の拠点となる特定地域振興重要港湾の新宮港、航空輸送の拠点となる紀南ヘリポートにより形成され、陸・海・空の結節拠点となっている。

また、事業中の路線としては、近畿自動車道紀勢線の整備の一環として高規格道路「新宮道路」及び「新宮紀宝道路」、紀伊半島を縦貫して熊野地域と京阪神都市圏を結ぶ高規格道路「五條新宮道路」がある。

(カ) 地域経済

本市の産業は、基幹産業の1つである林業を含む第一次産業が、輸入自由化や就業人口の減少、他地域との競争の激化などの社会要因により大きく衰退し、第三次産業を中心とした地域経済へと移行している。

ただし、本市の就業者数の79.0%を占める第三次産業についても、民間企業の縮小や撤退によって総数は減少傾向にあり、中心市街地であっても、商店街内の店舗の減少など、空洞化の傾向にある。

イ 過疎の状況

本市の山間地域である熊野川町及び高田地域では、地域の活性化と自立促進のために生活環境の整備や産業振興のための諸事業、定住促進対策事業を進めてきた。

一方、新宮地域については、都市基盤の整備をはじめ、関連諸施策によって、地域の中核的な都市機能の役割を果たしているものの、若年者層の都市部への流出などによる社会減、自然減が続き、人口減少が進んでいる。

また、生活水準や文化水準、所得水準などは、依然として都市部との格差が縮まらず、厳しい地形条件や気象条件に加え、少子高齢化の進展などによって、過疎化に歯止めをかけるに至っていない。

市民の誰もが安心安全に、元気で心豊かに暮らせるまちを目指すとともに、まちの更なる魅力向上によるにぎわいと交流の創出を図り、新たなステージへの飛躍を目指す。

ウ 社会経済的発展の方向

本市では、少子高齢化とともに、雇用の場の不足などによる若者の流出が続いており、地域の活力が低下している。

このため、現在は新宮港第二期エリアに整備された工業用地への企業立地並びに立地企業の流出防止等に努めるなど経済の活性化と雇用の創出に取り組んでいる。

また、本地域は、平成16年に、「紀伊山地の霊場と参詣道」としてユネスコ世界文化遺産に登録された豊かな自然、歴史、文化を有しており、その特長をさらに生かし、観光振興など関係施策を推進することで、交流・定住人口の拡大に努める。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本市の人口動態は、国勢調査に基づく人口の推移を見ると、表 1-1 (1) のとおりであり、昭和 35 年には 45,666 人であった人口は、平成 27 年には 29,331 人へと 55 年間で 16,000 人以上、割合では約 36%減少している。

次に、年齢階層別の人口の推移について見た場合、昭和 35 年と平成 27 年を比較してみると、まず、昭和 35 年に全体の 30.3%を占めていた 0～14 歳の階層は、平成 27 年には 11.4%と大幅に減少している。

また、15～64 歳の生産年齢人口についても同様に減少しており、特に、15～29 歳の若年者層については、半数以上、減少している。

このことから、少子化の進展、若年者層の人口流出に歯止めがきかない現状であることがわかり、これらの若い世代の人口減は、本市の経済、生産機能が停滞する大きな要因であると考えられる。

一方、65 歳以上の高齢者の人口推移をみると、その構成比は増加傾向にあり、昭和 35 年当時の高齢者比率は、総人口のわずか 6.7%に過ぎなかったが、近年急激な増加を示しており、平成 27 年には 34.5%と高い値を示している。

以上のことから、全体的な人口の動態は、雇用の場の確保など、若年者層において特殊な人口増加をもたらすような作用が働かないかぎり、引き続き、青年層の減少と高齢者層の増加傾向はさらに進むものと予想される。

イ 産業の推移と動向

産業別就業者の推移は表 1-1 (4) のとおりで、昭和 35 年と平成 27 年を比較してみると、第一次産業については、全体に占める割合が、昭和 35 年の 17.7%から平成 27 年の 3.0%と大幅な減少を示しており、他の地域と同様、若年者層の農林水産業離れが進んでいる。

また、第二次産業についても、昭和 35 年の 29.9%から平成 27 年の 16.2%と減少しており、木材関連産業の低迷や大手製紙工場の撤退の影響が出ている。

一方、第三次産業については、昭和 35 年の 52.3%から平成 27 年の 79.0%と大幅に増加しているが、これは他の産業の就業者数の減少が主な原因であり、就業者数については減少傾向にある。また、業種の内訳を見ると、本市が圏域の中心都市であることから、卸小売業及びサービス業就業者の占める割合が高くなっている。

以上のことから、本市は、第三次産業就業者の占める割合が高く、都市型の就業構造を形成していると言える。

ただし、第三次産業についても、大手民間企業の支店、営業所の移転、閉鎖などの影響によって減少傾向にあり、今後は、第一次産業の後継者の育成と就業環境の整備、企業立地などの推進、創業の促進などにより、就業者数全体の底上げを図る必要がある。

表 1 - 1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 45,666	人 44,285	% -3.1	人 42,073	% -5.3	人 41,748	% -0.8	人 42,428	% 1.6
0 歳～14 歳	13,820	11,539	-19.8	10,145	-13.7	9,734	-4.2	9,188	-5.9
15 歳～64 歳	28,791	29,354	1.9	27,853	-5.4	27,484	-1.3	27,877	1.4
うち 15 歳～29 歳 (a)	10,816	10,593	-2.1	9,208	-15.0	8,319	-10.7	7,699	-8.1
65 歳以上 (b)	3,055	3,392	9.9	4,075	16.8	4,526	10.0	5,363	15.6
(a)／総数 若年者比率	% 23.7	% 23.9	—	% 21.9	—	% 19.9	—	% 18.1	—
(b)／総数 高齢者比率	% 6.7	% 7.7	—	% 9.7	—	% 10.8	—	% 12.6	—

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 40,465	% -4.9	人 38,140	% -6.1	人 36,278	% -5.1	人 35,176	% -3.1	人 33,790	% -3.9
0 歳～14 歳	8,072	-13.8	6,595	-22.4	5,643	-16.9	5,057	-11.6	4,513	-10.8
15 歳～64 歳	26,363	-5.7	24,688	-6.8	22,741	-8.6	21,355	-6.5	19,676	-7.9
うち 15 歳～29 歳 (a)	6,556	-17.4	5,991	-9.4	5,541	-8.1	5,243	-5.7	4,307	-17.9
65 歳以上 (b)	6,010	10.8	6,820	11.9	7,889	13.6	8,764	10.0	9,375	7.0
(a)／総数 若年者比率	% 16.2	—	% 15.7	—	% 15.3	—	% 14.9	—	% 12.7	—
(b)／総数 高齢者比率	% 14.9	—	% 17.9	—	% 21.7	—	% 24.9	—	% 27.7	—

区分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 31,498	% -6.8	人 29,331	% -6.8
0 歳～14 歳	3,893	-13.7	3,349	-14.0
15 歳～64 歳	17,789	-9.6	15,401	-13.4
うち 15 歳～29 歳 (a)	3,663	-15.0	3,111	-15.0
65 歳以上 (b)	9,720	3.7	10,126	4.1
(a)／総数 若年者比率	% 11.6	—	% 10.6	—
(b)／総数 高齢者比率	% 30.9	—	% 34.5	—

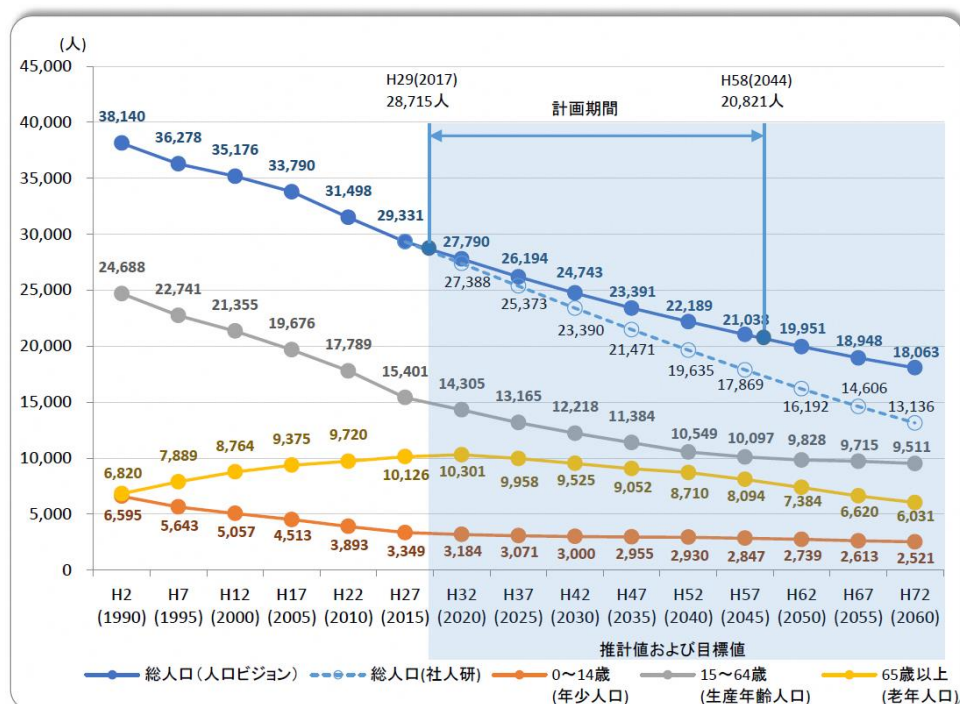
表 1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区 分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 35,663	-	人 34,277	-	% 96.1	人 32,383	-	% 94.5
男	16,613	% 46.6	15,877	% 46.3	95.6	14,978	% 46.3	94.3
女	19,050	% 53.4	18,400	% 53.7	96.6	17,405	% 53.7	94.6

区 分	平成 27 年 3 月 31 日			令和 3 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)	人 30,502	-	% 94.2	人 27,422	-	% 89.9
男 (外国人住民除く)	14,172	% 46.5	94.6	12,712	% 46.4	89.7
女 (外国人住民除く)	16,330	% 53.5	93.8	14,710	% 53.6	90.1
参 考	男 (外国人住民)	62	34.4	106	47.1	171.0
	女 (外国人住民)	118	65.6	119	52.9	100.8

表 1-1 (3) 人口の見通し

新宮市人口ビジョンによる将来人口推計



出典：H27までは国勢調査、H32以降は新宮市人口ビジョン、H29およびH58は近傍年からの按分計算値

総人口：(社人研)は国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した推計値

※H27までの総人口は年齢不詳を含む値

表 1 - 1 (4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 19,493		人 18,612	% -4.5	人 18,869	% 1.4	人 18,088	% -4.1	人 18,331	% 1.3
第一次産業 就業人口比率	% 17.7		% 15.2	—	% 11.3	—	% 7.7	—	% 6.5	—
第二次産業 就業人口比率	% 29.9		% 24.2	—	% 25.1	—	% 25.1	—	% 23.4	—
第三次産業 就業人口比率	% 52.3		% 60.5	—	% 63.6	—	% 66.5	—	% 70.0	—

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 17,181	% -6.3	人 16,388	% -4.6	人 16,137	% -1.6	人 15,057	% -6.7	人 14,196	% -5.7
第一次産業 就業人口比率	% 5.2	—	% 3.4	—	% 3.9	—	% 2.5	—	% 2.1	—
第二次産業 就業人口比率	% 21.9	—	% 23.5	—	% 22.2	—	% 21.0	—	% 17.8	—
第三次産業 就業人口比率	% 72.8	—	% 72.8	—	% 73.6	—	% 75.8	—	% 79.1	—

区分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 13,235	% -6.8	人 12,457	% -5.8
第一次産業 就業人口比率	% 2.4	—	% 3.0	—
第二次産業 就業人口比率	% 16.1	—	% 16.2	—
第三次産業 就業人口比率	% 78.6	—	% 79.0	—

(3) 市町村行財政の状況

ア 行財政の現状と動向

(ア) 行 政

本市は、平成 17 年 10 月 1 日、旧新宮市と旧熊野川町が合併し新市として誕生、旧新宮市役所庁舎を本庁に、旧熊野川町役場を行政局として運営している。

現在の体制は、本庁、行政局、支所、医療センター、水道事業所などの市長部局と、消防本部、教育委員会、各行政委員会などの組織のもと、職員数は 624 人となっている。

市議会の議員定数は 15 人となっており、市長と市議会は、それぞれの役割や権限を尊重しあうとともに、市民の声を市政に反映させ、その期待に応えられるように努めている。

行政運営では、市民の行政に対するニーズが複雑・多様化する中、地方分権時代にふさわしい効率的で効果的な行財政の確立をめざし、平成 17 年度以降、集中改革プランや行政改革大綱といった行財政改革の指針のもと、限られた資源（職員、資産、財源）で最大の効果を上げられるように努めている。

まちづくりでは、平成 30 年度に『第 2 次新宮市総合計画（平成 30 年度～令和 9 年度）』を策定し、めざすべき都市像を「人とまちが輝き、『未来』へつなぐまち新宮市」と置き、その実現に向けた 6 つの政策目標を掲げ、諸施策を展開している。

そして、都市機能誘導区域における文化交流ゾーン、子育てゾーン、防災拠点ゾーンなどの整備を行う中心市街地再生事業が令和 3 年度中に完了することから、市街地のにぎわい創出、都市機能の集積によるコンパクトで便利なまちの形成、都市防災力の向上に加え、総合計画実現のため、各種施策を推進する。

さらに、社会減、自然減による人口減少が拡大傾向にある中、人口の将来展望を「2060 年で約 18,000 人の確保」と掲げた『新宮市人口ビジョン』及び『新宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略』を平成 27 年度に策定。目指すべき将来の方向性を示し、将来の人口減少の抑制を図るため、市民が夢と希望を持てるまちづくりの取組を進めている。また、令和 2 年 3 月には新宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間満了に伴い、『第 2 期新宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略』を策定し、市民が夢や希望を持ちながら潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における多様な就業機会の創出等のより一層の充実・強化を図るため、4 つの基本目標を設定し、効果的な施策の展開を目指している。

(イ) 財 政

本市の財政は、表 1-2 (1) のとおりで、令和 2 年度以降は、国の財政状況が新型コロナウイルス感染症の対応などで厳しさが増すなか、本市においても市税は減少傾向にあり、地方交付税などは一定の配慮がなされているが、歳出面でも医療センター事業会計補助金やクリーンセンター維持管理費など経常経費の増により、令和元年度における経常収支が 98.4%と高比率で、財政の硬直化が懸念される。

今後も、市税や地方交付税等の増加が見込めない中、災害に対する備えや施設の老朽化対策、加えて社会福祉費の自然増等により、引き続き厳しい状況は続くものと予想される。

このため、令和元年度に策定した「新宮市行財政改革プログラム」に基づき、経常経費の削減をはじめとした歳出の抑制や、新たな財源の調達等による歳入の確保、本市の規模と実態に見合った公有資産の最適化等の行財政改革への継続した取り組みにより、財政の健全化を図る。

イ 主要公共施設などの整備水準

本市の主要な公共施設などの整備状況は、表 1-2 (2) のとおりで、新宮地域を中心に、おおむね整備は進んでいるものの、都市部と山間部との格差が目立ち、また、多くの施設で老朽化が進んでおり、地震対策を含めた改修整備が必要である。

また、道路の改良率は、県平均を下回る状況にあり、住民の住みよい暮らしの環境づくりと効率的な施設運営が図られるよう、ネットワークの整備を進めていく必要がある。

表 1－2（１）市町村財政の状況

（単位：千円）

区 分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度	令和元年度
歳入総額 A	15,077,747	17,021,894	17,814,398	17,515,337
一般財源	9,499,628	10,013,570	10,064,355	10,228,210
国庫支出金	1,429,023	2,400,021	2,445,626	2,363,465
県支出金	980,000	1,228,921	1,453,820	1,294,656
地方債	1,063,800	1,831,900	2,415,600	1,606,900
うち過疎債	86,200	570,700	986,700	1,152,600
その他	2,105,296	1,547,482	1,434,997	2,022,106
歳出総額 B	14,530,454	16,111,697	16,774,271	16,614,452
義務的経費	7,583,959	8,079,487	8,496,019	8,228,172
投資的経費	1,497,585	2,072,384	2,455,366	2,002,594
うち普通建設事業	1,478,633	2,013,653	1,598,168	1,849,954
その他	5,448,910	5,959,826	5,822,886	6,383,686
過疎対策事業費	133,586	1,275,724	1,562,073	2,058,756
歳入歳出差引額 C（A－B）	547,293	910,197	1,040,127	900,885
翌年度へ繰越すべき財源 D	53,205	127,278	68,641	67,232
実質収支 C－D	494,088	782,919	971,486	833,653
財 政 力 指 数	0.40	0.40	0.38	0.36
公債費負担比率（％）	16.3	16.4	19.2	19.7
実質公債費比率（％）	16.0	13.0	13.6	14.5
起債制限比率（％）	11.1	—	—	—
経常収支比率（％）	102.1	90.7	95.9	98.4
将来負担比率（％）	—	76.4	112.9	47.5
地方債現在高	17,767,880	17,800,860	24,562,893	23,462,308

表 1－2（２）主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	平成 25 年度末	令和元 年度末
市町村道						
改良率（％）	10.7	29.6	29.5	32.4	32.4	34.5
舗装率（％）	24.6	48.1	49.7	52.4	52.4	52.7
農道						
延長（m）	—	—	21,300	25,188	24,022	23,339
耕地 1ha 当たり農道延長（m）	66.2	44.7	38.0	—	—	—
林道						
延長（m）	—	—	90,872	91,698	92,387	94,364
林野 1ha 当たり林道延長（m）	2.80	5.04	4.27	—	—	—
水道普及率（％）	91.3	93.5	95.1	99.0	99.0	99.0
水洗化率（％）	0.0	60.9	68.7	80.1	83.5	90.0
人口千人当たり病院、診療所の病床数（床）	21	21	22	21	21	21

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市は、地方の自立と過疎化の解消に向け、各種振興施策を展開してきたところであるが、少子高齢化の進行や景気の不安定さなどの社会情勢もあって、依然として、人口減少が進んでおり、地域の担い手の確保が急務になっている。

これまでも過疎地域が有する豊富な自然資源や地域文化が注目されてきたが、新型コロナウイルス感染拡大を契機に都市部から地方への移住に関心が高まるなど、過疎地域の役割はより多面的かつ重要なものとなっている。そのような中、都市部と過疎地域がそれぞれ抱える課題の解決に向け、地域独自の魅力をいかに高め、発信していくかが、地方都市における持続可能なまちづくりの重要なキーワードとなっている。

本市では、平成 16 年 7 月にてユネスコ世界文化遺産に登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」を含む日本の原郷とも評される熊野地方の持つ豊かな自然、特異な歴史文化を地域の宝としてブラッシュアップし、交流人口の拡大による地域活力の創造をめざして、文化、観光分野を中心に施策を展開してきた。

今後もこの特長を生かすとともに、まちの総合的な魅力を高めるべく、諸施策を推進し、本市の将来像である「人とまちが輝き、『未来』へつなぐまち 新宮市」の実現に向け、次の 6 項目を過疎地域の持続的発展の基本的方向として定め、各分野にわたる施策の展開により、潤いのある地域を創造し、過疎からの脱却を図るものとする。

[基本方向]

1. 安心・安全に暮らせるまち
2. 心豊かな人を育むまち
3. 共に支え合い幸せ感じるまち
4. 安定した雇用を生み出すまち
5. 魅力ある文化がつなぐにぎわいのまち
6. 健全かつ効率的な行財政運営

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

上記基本方針に基づき、次の 4 項目を過疎地域の持続的発展のための基本目標として設定する。

また、新宮市人口ビジョンに掲げる「2060 年で約 18,000 人の確保」を目指し、過疎地域の持続的発展のための施策を推進する。

[基本目標]

1. 産業の振興による安定した雇用の確保
2. まちの魅力を発信し、新しい人の流れをつくる
3. きれ目のない支援による子どもを産み育てやすい環境づくり
4. 人にやさしく、安全で安心できるコミュニティの形成

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画は本市の最上位計画である第 2 次新宮市総合計画、新宮市人口ビジョン、第 2 期新宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び国・和歌山県の過疎地域持続的発展方針を総合的に勘案し、非過疎地域となることを目指し策定するものであり、その評価については、新宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画の推進に準じ評価指標を設定し、毎年度 PDCA サイクルに基づいた進行管理と効果検証を行う。

(7) 計画期間

本計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5カ年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

『新宮市公共施設等総合管理計画』は、人口減少・少子高齢化により、公共施設等の利用需要の変化が予想されることを踏まえ、長期的な視点のもと、施設の更新や統廃合、長寿命化等を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を達成するとともに、公共施設等の最適な配置の実現を目的としている。

本計画における公共施設等の整備や維持・管理などについて、『新宮市公共施設等総合管理計画』における次の3つの基本方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

[基本方針]

1. 公共施設等の総量の適正化
2. 施設（ハード）から機能（ソフト）重視へ
3. 公共施設等の管理の一元化

Ⅱ．移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(１) 現況と問題点

本市では、温泉宿泊施設をはじめとする観光施設や、熊野川における川舟下り、土と水と緑の学校などの体験事業、地域おこし協力隊の受入れなどを通じ、都市部との交流に取り組んでいる。

今後とも、豊かな自然資源、文化資産を生かし、都市圏との多様な交流を推進し、地域の活力向上に努める必要がある。

(２) その対策

豊かな自然と文化を有する過疎地域の役割が重要視される中、災害や感染症拡大など都市部におけるリスク回避の観点からも、地方移住への関心が高まりを見せている。

地域の魅力発信やイベントの開催などにより交流人口を拡大するとともに、受け入れ体制の整備として、観光施設の機能充実、移住希望者への空き家の情報提供などを積極的に行い、地域間交流を促進する。

(３) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備や維持・管理などについて、『新宮市公共施設等総合管理計画』に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

Ⅲ. 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 第一次産業

本市の第一次産業の就業人口は、高齢化による引退や都市化の進展などにより、平成7年と平成27年を比べた場合、629人から374人と約41%減少している。

農業については、中山間地域を多く抱えるという自然条件の厳しい中、水稻、イチゴ、野菜などを主要作物とし、経営されている。

しかし、米をはじめとする農作物の輸入自由化の進展や農業従事者の高齢化などにより、農業を取り巻く環境は一段と厳しくなっており、また、都市化の進展や高齢化に伴い耕作放棄地が増加しているため、優良農地の保全など計画的な土地利用が必要である。

林業については、本市の約91%を林野が占め、豊かな森林資源が存在しているものの、木材産業が、海外を含めた他地域との価格競争の激化により低迷しており、地域経済にも大きな影響が出ている。

また、後継者不足もさることながら、林業経営の抜本的な見直しが必要とされており、合理化や生産性の向上、販路の拡大などとともに森林の保全が課題となっている。

水産業については、魚介類の豊富な熊野灘沿岸部で三輪崎漁港を基地として、船曳網、まき網、釣漁業や採貝漁業などが営まれ、熊野川においては、鮎などの内水面漁業が営まれている。

現在まで、三輪崎漁港の改修や、海面ではイセエビやアワビ、内水面では鮎などの種苗放流をおこなっているが、潮流の変化や水産資源の減少、磯焼けなど、漁業を取り巻く経営環境は厳しくなっており、従事者についても、他の第一次産業と同様、高齢化や後継者不足が問題となっている。

イ 第二次産業

本市の第二次産業の就業人口は、大手製紙工場の撤退や、木材関連産業の低迷などにより、平成7年と平成27年を比べた場合、3,582人から2,018人と約44%減少している。

これまで進めてきた新たな企業立地基盤として整備した新宮港第二期工業用地への企業立地の取組みを継続するとともに、立地企業の流出防止に視点を置き、取り組む必要がある。

ウ 第三次産業

本市の第三次産業は、市内就業者の79.0%を占める基幹的産業といえ、なかでも、卸売、小売業、飲食業やサービス業が、他業種に比べて高い比率となっている。

しかし、いずれも小規模経営が多く、さらに、郊外型大型店の進出の影響もあり、中心市街地は空洞化の状態にあり、商店街についても活力が低下している。

今後は、魅力ある個店づくりや販路拡大などを推進し、また、公共施設の再配置による人の流れの創出により、商店街をはじめとする商業の活性化に取り組む必要がある。

観光については、本来有する豊かな自然や歴史、文化資源の魅力に加え、平成16年7月に世界遺産に登録され、熊野三山の一角をなす熊野速玉大社と神倉山、熊野参詣道の大雲取越・小雲取越・高野坂・熊野川などを訪れる観光客は増加したものの、登録時の効果は薄れつつある。

また、本市は通過型の観光地であり、観光関連産業への経済波及効果は十分とは言えない状況である。

今後は、観光客の本市での滞在時間を少しでも延ばすため、現在取り組んでいる「まちなか観光」をさらに推進するとともに、観光施設や文化資産を整備の上、充実させる必要がある。

(2) その対策

ア 第一次産業

農業については、農道及び農業用排水路の整備を行い、合理化と生産性の向上を図るとともに、農地の利用集積の推進や農地の保全と休耕化の抑制に努める。

また、地域の特性に合った産地づくりや、多様化するニーズに即した農業生産の推進により、地域農業の担い手となるべき安定した農業経営体の育成と確保に努める。

林業については、効率的な林業経営を推進するため、林道、作業道などの基盤整備や先進的な林業機械等の導入、熊野材のブランド化などに取り組むとともに、森林の保全に努める。

また、従事者の高齢化に伴う後継者不足についても、都市部からのＵＩターン者の育成に努め、担い手不足を解消する。

水産業については、三輪崎漁港の機能向上を図るため、水産基盤の整備などに取り組むとともに、水産資源の維持増大による漁家の経営の安定化を図るため、漁業協同組合との連携のもと、種苗の放流を引き続き実施する。

イ 第二次産業

本市の、紀伊半島南端部という独立性の高い経済圏域にあっては、独自産業の育成、産業の高度化を通じた、地域の自立と雇用の確保が大きな課題となっている。

このため、平成 17 年度に分譲を開始した新宮港第二期工業用地への企業立地に引き続き取り組むとともに、新たな産業として期待される木質バイオマス発電所の立地による港湾利用の促進、関連産業の活性化を図る。

立地企業については、フォローアップ等を通じ、企業の流出防止に取り組む。

ウ 第三次産業

第三次産業のうち高いウエイトを占める商業については、多様化する消費者ニーズや商業を取り巻く環境の変化に対応するため、コンパクトシティの概念を取り入れた公共施設の再配置など、積極的な行政施策と戦略的な商店街の取り組みにより、大規模店舗に対抗しうる競争力を備える。

また、地元の購買率を向上させるため、障がい者や高齢者に優しい独自のサービスを提供し、地元に着目した施策を推進し、消費拡大による地域経済の活性化を目指す。

観光については、現在進めているまちなか観光を軸に、熊野川で実施している川舟下り事業の推進や、情報発信拠点、各種観光関連施設の整備、増加する外国人の受入態勢の充実など、発展途上にある観光産業の振興を図っていく。

また、観光客が、長期間の滞在や住んでみたいと思う「もてなし空間の創造」に取り組み、人々が繰り返し訪れたくなるような国際的にも開かれた観光地づくりに努める。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 林業 農業	作業道開設事業補助金	市	
		熊野川町農福連携施設整備事業	市	
	(2)漁港施設	三輪崎漁港改修事業	市	
		三輪崎海岸施設改修事業	市	
	(3)観光又はレクリエーション	高田グリーンランド改修事業	市	
		佐藤春夫記念館移転事業	市	
		JR 新宮駅公衆トイレ整備事業	市	
		佐野体育館改修工事	市	
		蓬萊グラウンド防球ネット改修事業	市	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業	間伐対策事業補助金 森林の健全な育成を図るため、森林組合等の林業事業体を実施する間伐等に対し補助を行う。	市	
		浅海増殖事業補助金 稚エビ、稚貝の放流に対し補助を行い、水産資源の回復を図る。	市	
		観光振興・誘客促進事業 観光プロモーション、旅行情報誌等とのタイアップによる情報発信を行い、観光客誘致を図る。	市	
		徐福友好推進事業補助金 徐福の顕彰・研究を推進している（一財）新宮徐福協会に補助し、交流人口の増加を図る。	市	
		熊野川川舟運航事業補助金 「川の参詣道」として世界遺産登録された熊野川での川舟運航を行っている（財）熊野川町ふれあい公社に補助し、交流人口の増加を図る。	市	
	(5)その他	新宮港湾会館防水塗装工事	市	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種について、次の表により記載。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
新宮市内全域	製造業、旅館業、農林 水産物等販売業、情報 サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)その他対策、(3)事業計画のとおり

ウ 他市町村との連携

産業振興を促進するにあたっては、近隣自治体と連携をしながら進める。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備や維持・管理などについて、『新宮市公共施設等総合管理計画』に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

Ⅳ．地域における情報化

(１) 現況と問題点

ア 情報通信（ICT）基盤の整備・利活用促進

本市では、全区域にわたりケーブルテレビ網が敷設されており、情報化の基盤は整備されている。

しかし、携帯電話の不感地区は一部残っている。また、技術革新により、ICT の利活用が様々な分野で浸透してきており、地域の住民生活の利便性向上を図るためには、このような ICT の利活用の推進に一層取り組む必要がある。

(２) その対策

ア 情報通信（ICT）基盤の整備・利活用促進

携帯電話の整備については、通信事業者などに対しエリア拡大を働きかける。また、住民生活の利便性の向上を図るため、国が進めている自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画に沿って、システムの標準化やオンライン申請等の導入を進め、ICT の利活用を推進する。

(３) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備や維持・管理などについて、『新宮市公共施設等総合管理計画』に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

V. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路整備

本市の道路ネットワークは、国道 4 路線、主要地方道 3 路線、一般県道 6 路線で構成され、その骨格は、東西軸が国道 42 号及び 311 号、南北軸が国道 168 号及び 169 号によって主に形成されている。

これまでの過疎対策により、国道及び県道を中心とする幹線道路の改良が進み、交通体系は整備されつつあるものの、他地域と比べると、未だに遅れているのが実状であり、半島性という地理的条件からも、交通体系の整備は、地域にとっての「自立の道」である。

特に、本地域は、国内有数の多雨地域であるとともに、東海・東南海・南海 3 連動地震および南海トラフの巨大地震の発生予測区域にあるが、交通基盤が脆弱であるため、大災害時には陸の孤島となることが予想されており、緊急避難道、物資輸送道といった「命の道」として、主要幹線道路のさらなる整備や高速自動車国道（近畿自動車道紀勢線）の延伸が求められている。

主に住民の生活道路となる市道については、舗装や排水施設の老朽化が進み、改修・修繕の必要性が生じており、また主要施設である新宮駅や市内観光地等と幹線道路を結ぶ路線については、現道の改築がまちづくりの上からも求められている。

また、農道や林道にあっては、依然として低迷が続く農業及び林業振興のため、経営の合理化や生産性の向上に向けた整備を推進する必要がある。

イ 生活交通の確保

本市では、鉄道（ＪＲ紀勢本線）と民間路線バスが運行しており、公共交通機関として、住民の生活交通に利用されている。

しかし、過疎化やモータリゼーションの進展などにより、輸送人員は減少を続けており、特に、民間路線バスについては、事業の遂行が困難となっていることから、運行維持のため、市において補助を行っている。

高齢化が進む中、通院や買い物などの日常生活の移動手段確保に向け、バス路線の見直しなど、既存交通の更なる活用や新たな交通手段を検討する必要がある。

(2) その対策

ア 道路整備

地方分権の推進に伴い、広域行政の必要性が高まりを見せる中、また、紀伊半島の南端に位置する本市にとって、道路ネットワークの整備は、地域の再生に向けて必要不可欠であり、今後も、国や関係機関への要望を行い、紀伊半島一周高速道路（近畿自動車道紀勢線）の早期完成を目指す。

市道については、生活道路であることから、日常生活の利便性の向上や安全性の確保に配慮し、地域の実態に即した整備を順次実施するとともに、景観との調和、段差の解消、歩行者空間の確保などの道路整備を推進する。

農道については、引き続き、既設道の改良整備と新設工事を並行して進め、農業経営の合理化と近代化を促進する。

林道については、林業の生産性の向上のため、計画的に整備を進める。

イ 生活交通の確保

鉄道については、特に、特急列車の乗降客数の増加を図るため、沿線市町村及び鉄道事業者と協力し、イベントの実施や観光施策の展開により、地域外からの誘客を目指していく。

バスについては、運行事業の効率化及び交通空白地域（※）の解消を図るため、バス路線の見直しを行うとともに、代替となる交通手段を検討し、必要な取り組みを実施する。令和２年度には熊野川町域でデマンドタクシーを導入し、交通体系の見直しを実施。今後は高田地域ほか市街地においても順次再編に向けて検討する。

※交通空白地域：路線バスなどの公共交通機関が運行していない地域

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道路	御幸町全龍寺線外１線側溝改良工事 L=75m	市	
		新宮駅前南谷線舗装工事 L=446m W=4.3m A=2,010m ²	市	
		東雲町貯木場線１号支線側溝改良工事 L=40m W=5.5～12.8m	市	
		下本町水の手線改良工事 L=115m A=740m ²	市	
		新町丹鶴町線外２線舗装工事 L=90m W=8.0m A=1,000m ²	市	
		谷王子町下田町線外区画線設置工事 L=1,978m	市	
		王子ヶ浜線改良工事 L=720m W=12m	市	
		第一王子橋王子神社前線側溝改良工事 L=254m	市	
		玉置口線改良事業 L=160m W=5m	市	
		東神倉町西道町線側溝改良工事 L=272m	市	
		佐野９号線道路改良工事 L=60m W=5.0～5.5m	市	
		比奈久保線交差点改良工事 L=50m W=14.0m	市	
		浦地学校線道路改良工事 L=20m W=2.4～3.0m	市	
		高森線改良工事 L=163m A=1,000m ²	市	
		西野田線外１線舗装工事 L=200m W=9.0m A=1,800m ²	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		松山 2 号線舗装工事 L=110m W=5.0m A=550m ²	市	
		宮ノ前松原添線舗装工事 L=680m W=7.0m A=3,660m ²	市	
		中蘭沢通線舗装工事 L=270m W=6.0m A=1,600m ²	市	
		王子ヶ浜線舗装工事 L=600m W=6.0m A=3,600m ²	市	
		南谷第一下田橋線側溝改良工事 L=40m	市	
		蓬萊王子ヶ浜線舗装工事 L=450m W=8.0m A=3,600m ²	市	
		上地井関後線舗装工事 L=85m W=7.5m A=640m ²	市	
		上地下地東通線舗装工事 L=300m W=6.5m A=1,950m ²	市	
		南谷第一下田橋線舗装工事 L=80m W=5.0m A=400m ²	市	
		上相筋上本町 3 号支線舗装工事 L=110m W=3.5m A=385m ²	市	
		比奈久保線交差点改良工事（新翔高校前） L=60m W=5.0～5.5m	市	
		仲之町御渡町線舗装工事 L=230m W=3.0～8.0m A=1,600m ²	市	
		東取手町緑橋線舗装工事 L=200m W=3.0m A=600m ²	市	
		永田切杭線 6 号支線舗装工事 L=196m W=3.7～5.9m A=870m ²	市	
		原添石ノ前線舗装工事 L=150m W=4.5m A=675m ²	市	
		中地東山 1 号支線線舗装工事 L=110m W=6.0m A=660m ²	市	
		北奥地寺町線 1 号支線舗装工事 L=60m W=2.5m A=150m ²	市	
		永田切杭線 5 号支線舗装工事 L=60m W=4.5m A=270m ²	市	
		王子町 1 号線舗装工事 L=110m W=5.0m A=550m ²	市	
		西神倉町西道町線舗装工事 L=160m W=4.0m A=640m ²	市	
		都市計画道路事業（千穂王子ヶ浜線） L=500m W=12～14m	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	橋りょう	上本町磐盾線電線共同溝整備事業 (市道大橋通上本町線) L=347m	市	
		県営事業地元負担金(千穂王子ヶ浜線)	その他	負担金
		比奈久保線横断管新設工事 L=15m W=5.0~5.5m	市	
		新宮港10号線整備事業	市	
		初之地町堀地町線交差点改良工事 L=60m	市	
		高田大越線交差点改良工事 L=30m W=7.5m	市	
		池田町第一王子橋線外区画線設置工事 L=6,981m	市	
		新宮駅前東雲町線道路排水路改修工事 L=8m	市	
		西神倉町西道町線側溝改良工事 L=250m	市	
		藺沢町新鍛冶町線舗装工事 L=162m A=451m ²	市	
		蓬萊王子ヶ浜線舗装工事 L=410m A=1,710m ²	市	
		玉置口2号線改良工事 L=50m A=180m ²	市	
		丹鶴町中央通線3号支線道路改良工事 L=20m W=6.0m	市	
		西阿須賀町東境町線4号支線舗装工事 L=81m A=267m ²	市	
		谷王子町下田町線歩道設置工事 L=16.5m W=2.5m	市	
		中地佐野神社前線側溝改良工事 L=64m W=4.4m	市	
		市道区画線設置工事 L=6,305m	市	
		敷屋大橋補修工事 L=247.2m W=4.4m	市	
		第二王子橋補強補修工事 L=25m W=3.5m	市	
		兵連橋補強補修工事 L=20.1 W=3m	市	
		市道橋梁塗装工事	市	
	(2)農道	根地原佐野川線改良工事 L=650.0 W=3.0m	市	

		里高田地内農道整備事業 L=100m W=3.0m	市	
		農道第一広角線改良事業 L=57.0m W=1.6~2.0m	市	
		農道南桧杖線改良事業 L=40.0m W=3.0m	市	
	(3)林道	上地平瀬線開設事業 L=5,353m W=3.6m	市	
		谷口皆瀬川線改良工事 L=50m W=4.0m	市	
		ホイホイ坂線舗装工事 L=485m W=4.0m	市	
		平谷線舗装工事 L=3,408m W=4.0m	市	
	(4)過疎地域持続 的発展特別事 業	橋梁・トンネル等定期点検	市	
		橋梁・トンネル長寿命化修繕計画策定 効果的・効率的に橋梁・トンネルを維持す るために、修繕計画を策定する。	市	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備や維持・管理などについて、『新宮市公共施設等総合管理計画』に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

VI. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

本市の水道は、新宮地域においては、上水道及び1簡易水道並びに3飲料水供給施設により給水しており、熊野川地域では、4簡易水道及び8飲料水供給施設による給水となっている。

今後とも、過疎地域の実情を踏まえ、衛生的かつ安定した飲料水を供給するため、簡易水道などの整備を図る必要がある。

また、既設の水道管路についても、市立医療センターへの耐震管路、複線化及び市内全域の耐震化が求められている。

イ 下水処理施設

本市の下水道は、主に市街地の浸水対策として雨水排水を目的とした雨水公共下水道であり、緊急排水ポンプについても浸水対策として、市内2箇所に設置している。家庭雑排水等を公共水域へ排出する場合の水質の確保については、各家庭における合併処理浄化槽の普及により水質保全に努めている。

また、し尿処理については、三重・和歌山両県の5市町村で構成される一部事務組合により適正に処理している。

ウ 廃棄物処理

ごみ処理については、可燃物は、戸別収集を行い、資源物等は、市民と行政の協働により、エコ広場を運営し、18品目の分別収集を行っており、循環型社会の形成に向け、可燃物の減量とリサイクルに努めている。

可燃物の焼却処理を行っている新宮市クリーンセンターでは、ダイオキシン類関係法令等を順守し、施設の適正な運転管理に努めている。

一方、山林などへの不法投棄は、依然、潜在しており、その対策が求められている。

また、焼却灰等の最終処分については、県外依存していましたが、みなべ以南の10市町で構成する紀南環境広域施設組合において、紀南広域廃棄物最終処分場を整備、利用していく。

エ 防災・減災対策の推進

本市は、東海・東南海・南海3連動地震および南海トラフ巨大地震の発生予測区域に位置しており、地震発生時には甚大な被害が想定されている。

台風や局地的豪雨による洪水・土砂災害などに繰り返し見舞われ、多くの人命を失い、莫大な経済的・社会的・文化的損失を被ってきた。

地震や津波による犠牲者をゼロとし、また、風水害、土砂災害から市民の生命と財産を守るため、自然災害に対して具体的な対策を検討し早期に実現するとともに、地域における防災力を強化し、自助・共助・公助が一丸となった防災・減災対策を推進していく必要がある。

オ 消防施設

本市の消防は、常備消防の組織体制を整え、消防車両や耐震性貯水槽などを計画的に整備し、また、消防緊急通信指令システムの更新や消防救急デジタル無線の整備など、迅速で的確な出動体制や消防通信の確立に努めてきた。

近年、発生する災害は複雑多様化するとともに、高齢化の進行など社会構造の変化に伴い、消防・救急業務においても、専門的かつ高度な知識、技術が求められている。また、今後発生

が想定される南海トラフ地震等巨大地震に対応するため、老朽化している消防庁舎など施設の強化・更新を進めていく必要がある。

今後も各種施設の充実を図る一方、消防の広域連携（通信指令業務の共同運用など）や地域の防火意識の向上など幅広い取り組みを進める必要がある。

また、地域防災力の中核である消防団の施設整備や人員の充実により組織を強化していく必要があるが、過疎化の進行に伴い、特に山間地域における団員数の減少が続いており、大きな課題となっている。

カ 公営住宅

本市の公営住宅は、低所得者層の住宅対策や住宅密集地区の解消対策を図るため、積極的に建設が進められてきた。

しかし、各住宅とも、建設年度が古く老朽化が目立ち、また、一部ではトイレが水洗化されていない状況にあり、生活居住水準の向上を図る必要がある。

また、入居者の高齢化に伴う室内のバリアフリー化についても、整備が遅れており、その改善が求められている。

キ その他関連施設

ガソリンや灯油などの石油製品は、住民生活に不可欠な物資であるが、過疎化の進行などにより民間事業者による給油所の維持が難しい状況がある。今後、給油所の廃業や撤退等により生活や産業等に支障をきたすといった事態が生じないように、石油製品の安定供給の仕組みを検討する必要がある。

（２）その対策

ア 水道施設

安全で安定した飲料水の供給を確保するため、現在、地元管理となっている１飲料水供給施設については、市で管理を行うとともに、長期的課題として、飲料水供給施設の簡易水道事業への統合を検討する。

また、既設の水道管路については、より計画的で適切な耐震性に優れた管路への更新を推進しながら、一層の効率的経営に努める。

イ 下水処理施設

引き続き、浸水対策として下水道・緊急ポンプ及び雨水貯留施設等の整備、適正管理に努めるとともに、老朽化した施設についても、改修・修繕等を行っていく。

河川や農業用水の水質汚濁の原因となる生活雑排水については、引き続き、合併処理浄化槽の普及に努め、家庭などからの汚濁負荷の抑制を図っていく。

ウ 廃棄物処理

引き続き、エコ広場方式の運営と住民への啓発に努め、可燃ごみの減量とリサイクルに取り組む。

新宮市クリーンセンターについては、竣工後 18 年が経過しており、広域での中間処理施設の整備を見据えた上で整備を継続していく。

廃棄物最終処分場については、本市も構成団体として参画している紀南環境広域施設組合において整備が完了する。

エ 防災・減災対策の推進

○地震・津波対策

避難施設の確保などにより、津波到達時間までに安全な場所に避難することが困難な地域（津波避難困難地域）の解消を目指すとともに、住宅・公共建築物の耐震化や家具固定の推進、ハザードマップ（冊子版・Web版）の周知・活用などにより、災害から市民の生命や財産を守るための取組を推進していく。

○風水害対策

台風の大型化や局地的な集中豪雨による風水害などの被害を軽減するため、ハード対策として避難路などを整備するとともに、ソフト対策としてハザードマップ（冊子版・Web版）の周知・活用や雨量・水位などの防災情報収集・発信対策などを推進していく。

○土砂災害対策

土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域などを周知するとともにハザードマップ（冊子版・Web版）の周知・活用することにより、市民が危険な箇所を把握し、適切な避難行動に繋がれるよう対策を講じていく。

○地域防災力の強化

備蓄物資の整備、自主防災組織の設置促進・活動支援、地域の中心となる人材の育成、避難行動要支援者の避難行動支援のための地域連携体制の構築、災害に対する理解や自助・共助の啓発を推進することにより、地域の防災力を強化していく。

オ 消防施設

火災などの災害による被害を最小限に留めるため、消防庁舎施設、消防緊急通信指令システム、老朽化した消防車両の更新及び耐震性貯水槽の設置などを年次的に進めていく。また、高度な救急サービスの提供のため、救急救命士の養成と高規格救急自動車をはじめとする高度救急資機材の整備に努める。

進行する人口減少に伴い、消防力の整備指針に基づいた消防車両の整備など、近隣自治体を含め地域実情に応じた適正な消防力バランスを再構築するため、通信指令業務の共同化など広域化に向けた地域連携の検討を行っていく。

さらに、地域防災力の中核である消防団の機能強化のための施設整備、団員確保のほか、防火組織の活動推進など、地域防災力向上のため、幅広い取り組みを進める。

カ 公営住宅

公営住宅のストックの有効活用を図るため、老朽化の著しい住宅から、年次的に改修・改築を進める。

また、民間からの借地となっている住宅用地の解消を図るなど、適正な管理に努める。

キ その他関連施設

給油所は、自動車や暖房用等の燃料供給拠点であり、かつ災害等緊急時の燃料供給拠点である。地域における石油製品の安定供給を確保するため、給油所の維持に取り組む。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設	三津ノ簡易水道配水管移設工事	市	
		宮井浄水場自家発電機更新設計業務	市	
	(2)下水処理施設 公共下水道	市田川水系内水排水ポンプ整備事業	市	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	クリーンセンター施設整備事業 (長寿命化)	市	
	(4)火葬場	紀南環境衛生施設事務組合負担金 (建設費負担分)	その他	負担金
	(5)消防施設	耐震性貯水槽設置	市	
		化学消防ポンプ自動車更新	市	
		高規格救急自動車更新	市	
		救助工作車更新	市	
		消防ポンプ自動車更新	市	
		水槽付消防ポンプ自動車更新	市	
		消防緊急通信指令システム更新	市	
		指揮車更新整備	市	
	(6)その他	三輪崎会館トイレ改修工事	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備や維持・管理などについて、『新宮市公共施設等総合管理計画』に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

VII. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 高齢者保健及び福祉

本市の高齢化率は、令和3年3月末現在、37.8%となっており、高齢化の進行が顕著であると言える。また、人口推計上、令和7年には40.4%になり、75歳以上の人口がピークになる。

このような状況の中、要介護者の増加や介護期間の長期化に加え、老々介護も増加しているため、家族による介護の限界など、高齢者にとって深刻な不安要因が大きくなっている。

さらに、住居が点在する熊野川町区域にあっては、移送サービスを含めた、介護サービスの基盤整備などが大きな課題となっている。

一方、施設サービス面においては、特別養護老人ホームが5施設、養護老人ホームが1施設、認知症グループホームが2施設ある。

イ その他の福祉

本市の障がい者手帳の所持者数は、令和3年4月1日現在、身体障害者手帳1,458人、療育手帳319人、精神障害者保健福祉手帳336人となっている。平成25年4月から施行された障害者総合支援法により、障がい者の範囲には新たに難病等が加えられ、福祉サービスが受けられることとなった。

障害者総合支援法の中で、自立支援給付と地域生活支援事業により、居宅介護（ホームヘルプ）、施設入所支援、就労移行支援、移動支援、日常生活用具の給付など障がい者を対象としたサービスを実施している。

新宮市の施策としては、障がい者団体に委託をし、「療育キャンプ」「ふれあいピクニック」などの行事を行い、障がい者やその家族の相互の交流を図っている。また、障がい者差別の解消や障がい者虐待の防止など、障がい者の人権の尊重と権利擁護に努めることを障害者基本計画の中に定め、その実現に努めている。

一方、生活環境については、道路の段差解消や点字ブロックの設置などの交通安全施設をはじめ、公共施設における周辺のスロープ化、自動ドア化、公園施設におけるトイレのバリアフリー化などに努めているが、未改修の施設があるなど整備が十分とは言えず、今後、なお一層の改善に努める必要がある。

児童福祉については、核家族化の進行や女性の社会進出が進む中、家庭での子育ての機能の低下が懸念されるなど、育児環境は厳しくなっており、少子化対策は、いまや国家的な課題である。

本市では、5 児童館や子育て支援センターの運営、学童保育を通じて、児童の健全な育成に努めており、今後は、地域社会が連携した子育て支援の仕組みづくりも必要となっている。

(2) その対策

ア 高齢者保健及び福祉

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、要介護状態が重度になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるよう地域包括ケアシステムの構築を目指す。

認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるための支援を強化しなければならない。

高齢者の交流促進や閉じこもりを予防するためデイサロン事業を実施するとともに、シルバー人材センターを積極的に活用し、高齢者の社会参加を促進し、健康寿命の延伸を図る。

また、介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた自宅で過ごすことができ、家族の介護負担も軽減されるよう、配食サービスや寝具乾燥消毒サービスなどの在宅サービス事業を推進する。

さらに、地域の実情などを踏まえたきめ細やかな対応を通じて、効率的で効果的なサービスの提供を目指すとともに、自治会やボランティアなどの協力による、地域社会全体で支えるサービス提供体制の確立を目指す。

イ その他の福祉

障がい者福祉については、平成 18 年度から障害者自立支援法が、平成 25 年度から障害者総合支援法が施行され、これまでの障がい者別の福祉サービスが一体化されたことに伴い、障がい者の地域における自立した生活を支援するための基盤整備に努めるとともに、障がい者を抱える家族を支援する福祉サービスの充実にも努め、また、啓発活動や交流を通じて、障がい者に対する市民の正しい理解と認識を深める。

生活環境については、引き続き、各施設のバリアフリー化を推進するとともに、公共性の高い民間施設についても、同様の整備がなされるよう協力要請を行う。

児童福祉については、多様化する保育ニーズに対応した保育サービスや、学童保育に取り組み、家庭と地域と行政が連携し、児童の健全育成に努めるとともに、「子どもを安心して産み育てられる新宮市」を目指し、仕事と育児の両立等を支援できる子育て家庭へのサポート体制の充実を図るため、平成 28 年に新宮市ファミリー・サポート・センターを設置した。制度が周知されてきたことから利用会員は増加しており、それにともない多様化するニーズに応えられるように、体制充実に向けた取り組みを推進する。

また、子どもへの虐待が大きな社会問題となる中、子育てに関する相談体制を強化するなど、その防止に努める。

(3) 事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設 児童館	中央児童館屋外プレイランド床改修事業	市	
	(2)認定こども園	三輪崎保育園園舎改修事業補助金	市	補助金
		私立認定こども園施設設備事業補助金	市	補助金
	(3)過疎地域持続的発展特別事業	高齢者保健・福祉向上事業 高齢者の交流促進を図るためのデイサロン事業や高齢者が安心して暮らせるよう、緊急時の通報システムなどきめ細かな事業を実施する。	市	
		重度心身障害児者医療費 重度障害者の医療費軽減のため、医療費を助成する。	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		子ども医療費 子どもの健康の保持及び増進に寄与し、児童の福祉の向上を図るため、医療費を助成する。	市	
		ひとり親家庭医療費 ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、医療費を助成する。	市	
	(4)その他	春日隣保館受変電設備改修事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備や維持・管理などについて、『新宮市公共施設等総合管理計画』に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

VIII. 医療の確保

(1) 現況と問題点

進行する高齢化に加え、一人ひとりのライフスタイルの多様化などに伴い、生活習慣病や精神疾患などが増加傾向にあるため、医療費負担が大きくなっている。

このため、関係機関と地域、家庭が一体となって、健康増進と疾病予防などの一次予防に取り組むとともに、早期発見、早期治療となる各種検診などの二次予防の充実により、医療費の抑制を図る必要がある。

一方、本市の医療体制は、平成 13 年度に開院した新宮市立医療センターを中心に、診療所や周辺病院と連携した病診連携の取り組みなどによって維持されている。

しかしながら、医師不足が深刻な状況にあり、山村地区にあっては、市立診療所の医師が出張診療を行い対応しているものの、夜間や休日など救急患者の診療体制が確立されておらず、大きな課題となっている。また、医療センターでは、疾病の多様化や患者のニーズに柔軟に対応出来る医療提供体制の整備が課題となっている。

(2) その対策

市民の健康保持や健康増進を促すため、医療機関と行政とが密接に連携し、疾病予防対策、早期発見・早期治療に反映させていくことで重症化を予防する。

市街地にあっては、病診連携の取り組みを強化するとともに、医療センターについても優れた医師の確保や経営の効率化に取り組み、且つ、計画的な医療提供体制の整備を行うことで、今後も安定した病院運営のもと、市民及び広域住民（※）に対して良質で高度な医療を提供する。

山村地区にあっては、市立診療所の充実を図るとともに、重病患者や災害時の傷病者の、高度医療機関への迅速な輸送を確保するため、緊急離着陸場（ヘリポート）の活用により、緊急時の対応を行う。

※広域住民：新宮市のほか和歌山県南部（東牟婁郡、田辺市本宮町）、三重県南部（南牟婁郡、熊野市、尾鷲市）、奈良県南部（十津川村）を含む地域の住民

(3) 事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院	医療機器等整備	市	
		病院附帯施設整備	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備や維持・管理などについて、『新宮市公共施設等総合管理計画』に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

Ⅸ. 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本市の市立幼稚園と市立小中学校の規模は、令和3年5月1日現在で、幼稚園1園、3学級、43名、小学校5校、57学級（うち特別支援学級11）、1,190名、中学校5校、36学級（うち特別支援学級10）、628名となっている。

学習指導要領の改訂による小学校外国語科の新設やICT教育の推進など新しい教育観に基づく教育内容や教育環境が求められている。また、教育上特別な支援を要する児童生徒が増加していることから、これまで以上に個に対応した教育も求められている。

イ 生涯学習

市民一人ひとりが、健康で生きがいのある充実した生活を営みつつ、地域課題の解決に対応できるよう、園児・児童などの保護者を対象とした巡回講座、家庭教育学級、保護者学級の開催をはじめ、公民館活動と連携した各種講座や高齢者を対象とした健人大学を開催し、生涯にわたって学ぶことができる学習機会の提供に努めている。

今後は、限られた財源の中で、これまでの事業を再評価しつつ、広く青少年や成人を対象に、市民として必ず対処することが必要な課題についての学習内容の充実や問題解決活動の支援を推進する必要がある。

さらに、学習したことを地域社会にフィードバックし、活力と魅力ある地域づくりに寄与する仕組みづくりが必要である。

ウ 生涯スポーツ・レクリエーション

余暇時間の増加とともに健康増進意識が高まりを見せ、また、人々がゆとりや生きがいを求める時代の中、スポーツ・レクリエーションは、日常生活の中でも大きな位置を占めるようになっていく。

一方、科学技術の高度化や情報社会の進展、生活の利便等により、日常生活で体を動かす機会が少なくなり、人間関係の希薄化から精神的なストレスが増大するといった心身両面に及ぶ健康上の問題が社会問題化してきている。

本市では、総合型地域スポーツクラブ「元気クラブしんぐう」の活動を通じて市民のスポーツに接する機会を提供しているが、令和2年度では会員349名にとどまっている。

このような状況から、子どもから高齢者まで、「いつでも」「どこでも」「だれでも」スポーツ・レクリエーションが楽しめ、ひいては体力増進、健康増進に繋がっていくような仕組みづくりが求められている。

また、スポーツ振興と交流人口の増大による地域の活性化を図るため、合宿誘致及び各種大会の開催が可能な充実した施設整備も強く求められている。

(2) その対策

ア 学校教育

一人ひとりの児童・生徒に、確かな学力や健やかな身体、豊かな心を育成するため、学びの充実や教育環境の整備に努める。

多様な学習形態を活用した授業づくり、防災教育、ふるさと教育、国際理解教育、幼児教育

の充実、家庭・地域と連携した学校づくり等を推進し、現在の教育的ニーズに柔軟に対応しながら、次代を生きる児童・生徒の身につけさせなければならない力を育成する。

イ 生涯学習

現在実施している施策を再評価しつつ、防災、人権、環境、省エネルギー、少子高齢化など、様々な課題についての学習内容を充実するとともに、問題解決活動の支援を推進する。

また、歴史・文化資源の活用と市民文化活動がまちづくりに欠かせないことを踏まえ、文化的創作活動に資する講座の開設を推進する。

ウ 生涯スポーツ・レクリエーション

子どもから高齢者まで、「いつでも」「どこでも」「だれでも」スポーツ・レクリエーションが楽しめる総合型地域スポーツクラブの創設と、その活動を積極的に支援する。

さらに、生涯スポーツの振興と市民の健康増進、交流人口の増大による地域経済の活性化を目的に、既存施設を改修するとともに、機能が充実した新たな施設整備を図り、「まちの賑わい」を創出する。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	三輪崎小学校校舎改修工事	市	
		三輪崎小学校電気設備更新工事	市	
		光洋中学校電気設備更新工事	市	
		高田小中学校改修工事	市	
	屋内運動場	統合中学校整備事業	市	
		神倉小学校体育館改修工事	市	
		城南中学校体育館改修工事	市	
		光洋中学校体育館改修工事	市	
		三輪崎小学校屋内運動場改修工事	市	
		熊野川小学校屋内運動場改修工事	市	
		光洋中学校屋内運動場改修工事	市	
	給食施設	王子ヶ浜小学校屋内運動場改修工事	市	
		三輪崎小学校給食設備改修事業	市	
	(2) 集会施設、 体育施設等 体育施設	総合体育館天井改修工事	市	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	国際理解・交流促進事業 次代を担う子どもたちの育成に不可欠な国際理解・交流を促進するため、外国語指導助手（ALT）の招致や姉妹都市との交流などを行う。	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		教育活動支援プログラム事業 チームティーチング（TT）・少人数学習・習熟度別学習での活用の他、学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害児童・生徒への学習支援等のサポート体制の充実を図る。	市	
		学校読書活動推進事業 小・中学校へ学校司書を派遣し、学校図書館の整備・運営等、読書活動の推進を図る。	市	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備や維持・管理などについて、『新宮市公共施設等総合管理計画』に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

X. 集落の整備

(1) 現況と問題点

本市には、現在、171 の自治会組織がある。これまでも、各種施策により社会基盤の整備を進めてきたところであるが、人口は、一部地区を除き、全体的に逓減状態にある。

特に、熊野川町地域には、戸数 20 戸以下、人口 50 人以下の集落も複数あり、相互扶助を中心としたコミュニティ活動の維持が困難な状況で、将来、集落が消滅する可能性もある。

そのため、子育て世代や移住者などの定住人口の増加を図るため、熊野川町定住促進住宅を管理・運営している。また、和歌山県と連携し、町内の空き家情報をわかやま空き家バンクへ登録。情報提供や各種支援・補助制度の活用を行っている。

(2) その対策

人口減少等が著しい各集落の実状をより把握した上で、諸施策を展開する。

また、各集落の住民の意見を踏まえながら、複数の集落の連合組織やコミュニティ協議会の設立を促すなど、地域の自治機能を高める環境づくりに努める。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備や維持・管理などについて、『新宮市公共施設等総合管理計画』に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

XI. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本市は、望郷詩人と親しまれ文化勲章を受章した作家の佐藤春夫や、「文化学院」を開設し、大正期自由主義教育を実践した芸術家で建築家の西村伊作、日本で最初の口語体による童謡を作詞した東くめ、芥川賞作家の中上健次など多くの文化人を輩出している。また、徐福渡来伝承があり、徐福の墓や徐福顕彰碑が建立されている。

また、古代より熊野信仰の中心地の一つとして発展し、近世には紀州徳川家の付家老水野氏の城下町として栄えた歴史文化を反映して、多くの文化財が市内各所に伝わっている。熊野速玉大社所蔵の国宝 2 件をはじめ、国指定として、熊野三山（熊野速玉大社）、熊野参詣道、大峯奥駈道、新宮蘭沢浮島植物群落（浮島の森）、新宮城跡附水野家墓所、瀬八丁、旧西村家住宅など 16 件、県指定として、那智参詣曼荼羅・熊野観心十界曼荼羅、一遍上人名号碑など 21 件、市指定として、新宮古図、量り石、久嶋（孔島）鈴島植物群落、嶋津の森など 75 件ある。

このうち、「熊野三山」「熊野参詣道」「大峯奥駈道」は、平成 16 年 7 月に「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界文化遺産に登録されている。

これら先人が遺し、培った貴重な歴史文化資産を後世に伝え、地域資産として活かすための適切な保全と整備・活用が本市の大きな課題である。

また、図書館においては、図書の貸出や移動図書館の巡回のほか、郷土資料の収集やレファレンスにも力を入れてきたが、蔵書スペースや駐車場の不足、建物の老朽化など構造的な問題が大きな課題となっている。

(2) その対策

本市は、文化をまちづくりの根幹におき、諸施策を展開してきた。

地域の歴史文化を継承するための人材育成や世界遺産をはじめとする多くの文化財の適切な保存管理と展示・公開、又講演等を通じた市民への研究成果還元など、文化を軸とした市民交流や観光の促進につながる取り組みに努める必要がある。

また、市民の文化度は比較的高いものがあり、旺盛な知的好奇心を持つ人が多い。そのため、市民の文化的関心や向学心に応えられる拠点施設として、令和 3 年度に完成予定の図書館・文化ホール・熊野学展示機能が一体となった文化複合施設を整備し、地域文化のさらなる振興と充実を図る。

(3) 事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1)地域文化振興 施設等 地域文化振興施設	新宮城跡整備事業	市	
		文化財収蔵倉庫整備事業	市	
	(2)過疎地域自立 促進特別事業	文化複合施設開設準備事業	市	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備や維持・管理などについて、『新宮市公共施設等総合管理計画』に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

XII. 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

現在新宮市内において、1 件の水力発電と多数の太陽光発電設備が稼働している。

また、2 件のバイオマス発電設備が建設中であり近く操業開始の予定となっている。

太陽光発電設備の設置については、景観上の問題や防災上の問題などで事業者と住民とのトラブルが度々発生している。

(2) その対策

50kw 未満の太陽光発電設備の設置に関して平成 31 年 3 月 29 日より「新宮市太陽光発電設備の設置に関する条例」を施行し、地域住民の安全な生活と環境に調和しながら、再生可能エネルギーを促進していきます。(※50kw 以上の設備については、「和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例」の適用となる。)

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備や維持・管理などについて、『新宮市公共施設等総合管理計画』に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

XⅢ. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 美しい景観づくり

市内外の交流の促進によって生まれる「交流と活力の創造」のためには、本市の特性を生かした景観づくりが必要である。

このため、公共施設などの景観整備や美化運動の推進、地域性に溢れ統一感のあるまちなみの形成など、まちのイメージアップを図る必要がある。

イ 土地の明確化

土地取引や公共事業の円滑化、課税の適正化などを進めるため、土地の位置や面積などを明確にする必要がある。

ウ 特産品の開発

本市は、約 2,200 年前、秦の始皇帝の命で不老不死の仙薬を求めた徐福の日本上陸の地と言われており、また、徐福は、本市の蓬莱山で、その仙薬として天台烏薬（クスノキ科の常緑かん木）を発見したと言われている。

これまで、天台烏薬について研究が進められ、肺がん細胞の増殖を抑える効果があるとの大学の研究成果も出ているが、本市では、以前より、天台烏薬の植栽や、天台烏薬葉を原料とする徐福茶などの関連商品を販売している。

エ 市民と行政の協働

今日の魅力あるまちづくりの実現にあっては、市民と行政の協働が必要不可欠であるため、協働に向けた制度やシステムの新たな構築が必要である。

また、地域住民のニーズを的確に把握する取り組みを行い、住民本位の行政サービスを提供する必要がある。

オ 自然エネルギーの利用

地球温暖化の問題など、環境に対する関心が高まる中、豊かな自然を有する過疎地域が果たすべき役割は大きい。自然エネルギーの利用に関する研究を進め、地域の活性化につなげていく必要がある。

（２）その対策

ア 美しい景観づくり

道路や公園、集会所などの公共施設における周辺環境に調和した景観整備、地域住民と一体となった美化活動の推進、緑豊かな都市公園などの整備、地域のシンボルづくりなど、まちの魅力を高める景観づくりに努める。

イ 土地の明確化

現在、実施している地籍調査に引き続き取り組み、公共事業の円滑化、課税の適正化などに努める。

ウ 特産品の開発

引き続き、天台烏薬関連の商品力の向上と、販売促進・販路拡大に努める。

また、なれずし、さんまずし、めはりずしなどについても、市内、市外を問わず、イベントなどあらゆる機会を捉えて、情報発信や試食などによるＰＲ活動に取り組む。

エ 市民と行政の協働

ボランティア団体やＮＰＯとの連携を深め、福祉や環境、観光など、さまざまな分野における市民活動を支援し、市民と行政の協働によるまちづくりを展開する。

また、市民の声を聴く機会を設けるなど、住民ニーズの的確な把握に努める。

オ 自然エネルギーの利用

引き続き、自然エネルギーの利用に関する研究を進め、地域の豊かな自然を利用した取り組みを行う。

（３）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備や維持・管理などについて、『新宮市公共施設等総合管理計画』に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	間伐対策事業補助金 森林の健全な育成を図るため、森林組合等の林業事業体を実施する間伐等に対し補助を行う。	市	[事業の必要性] 林業の促進 [見込まれる事業効果] 地域産業の活力増進
		浅海増殖事業補助金 稚エビ、稚貝の放流に対し補助を行い、水産資源の回復を図る。	市	[事業の必要性] 漁業の促進 [見込まれる事業効果] 地域産業の活力増進
		観光振興・誘客促進事業 観光プロモーション、旅行情報誌等とのタイアップによる情報発信を行い、観光客誘致を図る。	市	[事業の必要性] 観光交流の促進 [見込まれる事業効果] 観光振興の推進
		徐福友好推進事業補助金 徐福の顕彰・研究を推進している（一財）新宮徐福協会に補助し、交流人口の増加を図る。	市	[事業の必要性] 観光交流の促進 [見込まれる事業効果] 観光振興の推進
		熊野川川舟運航事業補助金 「川の参詣道」として世界遺産登録された熊野川での川舟運航を行っている（財）熊野川町ふれあい公社に補助し、交流人口の増加を図る。	市	[事業の必要性] 観光交流の促進 [見込まれる事業効果] 観光振興の推進
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(4)過疎地域持続的発展特別事業	橋梁・トンネル等定期点検 橋梁・トンネルの適正な管理を図るとともに、老朽化を把握する。	市	[事業の必要性] 社会基盤の整備 [見込まれる事業効果] 安全で快適な生活環境の確保
		橋梁・トンネル長寿命化修繕計画策定 効果的・効率的に橋梁・トンネルを維持するために、修繕計画を策定する。	市	[事業の必要性] 社会基盤の整備 [見込まれる事業効果] 安全で快適な生活環境の確保
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2)過疎地域持続的発展特別事業	高齢者保健・福祉向上事業 高齢者の交流促進を図るためのデイサロンの事業や高齢者が安心して暮らせるよう、緊急時の通報システムなどきめ細かな事業を実施する。	市	[事業の必要性] 高齢者福祉の推進 [見込まれる事業効果] 高齢者・障がい者福祉の充実

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		重度心身障害児者医療費 重度障害者の医療費軽減のため、 医療費を助成する。	市	[事業の必要性] 障がい者福祉の推進 [見込まれる事業効果] 高齢者・障がい者福祉の 充実
		子ども医療費 子どもの健康の保持及び増進に 寄与し、児童の福祉の向上を図 るため、医療費を助成する。	市	[事業の必要性] 子ども・子育て支援の推進 [見込まれる事業効果] 子育て環境の充実
		ひとり親家庭医療費 ひとり親家庭の経済的負担の軽 減を図るため、医療費を助成す る。	市	[事業の必要性] 子ども・子育て支援の推進 [見込まれる事業効果] 子育て環境の充実
8 教育の振興	(2)過疎地域持続 的発展特別事 業	国際理解・交流促進事業 次代を担う子どもたちの育成に 不可欠な国際理解・交流を促進 するため、外国語指導助手（A L T）の招致や姉妹都市との交 流などを行う。	市	[事業の必要性] 学校教育の充実 [見込まれる事業効果] 教育の充実
		教育活動支援プログラム事業 チームティーチング（T T）・少 人数学習・習熟度別学習での活 用の他、学習障害（L D）・注意 欠陥多動性障害（A D H D）等 の発達障害児童・生徒への学習 支援等のサポート体制の充実を 図る。	市	[事業の必要性] 学校教育の充実 [見込まれる事業効果] 教育の充実
		学校読書活動推進事業 小・中学校へ学校司書を派遣 し、学校図書館の整備・運営 等、読書活動の推進を図る。	市	[事業の必要性] 学校教育の充実 [見込まれる事業効果] 教育の充実
10 地域文化の 振興等	(2)過疎地域持続 的発展特別事 業	文化複合施設開設準備事業 文化ホール、図書館、熊野学セ ンター機能による文化複合施設 整備後のスムーズな開館と運営 を図るため、準備事務を行うも の	市	[事業の必要性] 市民文化の振興 [見込まれる事業効果] 教育の充実 熊野文化の活用